

- Persson Mats (1998) "Reforming Social Security in Sweden" in H. Siebert (ed.), *Redesigning Social Security*, Tübingen: Mohr Siebeck.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Sandmo, Agnar (1991) "Economists and the Welfare State", *European Economic Review* 35, 213-239.
- Sandmo, Agnar (1998) "Redistribution and the Marginal Cost of Public Funds", *Journal of Public Economics* 70 (forthcoming).
- Sandmo, Agnar (1999) "Asymmetric Information and Public Economics: The Mirrlees-Vickrey Nobel Prize", *Journal of Economic Perspectives* 13 (forthcoming).
- Sen, Amrtya K. (1967) "Isolation, Assurance and the Social Rate of Discount", *Quarterly Journal of Economics* 81, 112-124.
- Strotz, Robert H. (1955-56) "Myopia and Inconsistency in Dynamic Utility Maximization", *Review of Economic Studies* 23, 165-180.
- Sugden, Robert (1982) "On the Economics of Philanthropy", *Economic Journal* 92, 341-350.
- Varian, Hal R. (1980) "Redistributive Taxation as Social Insurance", *Journal of Public Economics* 14, 49-68.
- Vickrey, William S. (1945) "Measuring Marginal Utility by Reactions to Risk", *Econometrica* 13, 319-333.

【報告 3】

厚生経済学と福祉国家*

一橋大学経済研究所教授 鈴木興太郎**
(後藤玲子訳)

経済学者がやり遂げようとして努力している複雑な分析は、単なる鍛錬ではない。それは人間生活の改良の道具である。われわれを取りまく悲惨と汚穢、一部富裕家族の有害な贅沢、多数の貧困家族を蔽う恐るべき不安——これらのものは無視するには余りにも明白な害毒である。われわれの学問が求める知識によってこれを制御することは可能である。暗黒から光明を！ この光明を探し求めることこそは、「政治経済学という陰惨科学」がこの学問の訓練に直面する人々に向かって提供する仕事であり、この光明を発見することはおそらくはその褒賞であろう。
——アーサー・セシル・ピグー***

1 序

現代福祉国家の課題および倫理的基盤に関する共通理解を探究するという観点から、福祉国家の観念を再検討すべき時が来ている。また、人間の福祉の向上一般に対して、とりわけ福祉国家システムの設計と遂行に対して積極的に貢献しようように学問を刷新する観点から、厚生経済学を再び方向づける機が熟している。そのような作業が急務であることは、次の2つの理由から明白である。

第一に、1970年、社会的選択理論に関するアマルティア・センの画期的な体系書が出版され、続いて、1971年、道徳哲学に関するジョン・ロールズの記念碑的な大著が出版されて以来、福祉

の概念は個々人の効用の功利主義的総計という狭い鳥かごから解き放たれ、自由、機会そして手続き的正義などに関する基本的考察を可能とするような概念へと、実質的な展開を遂げた。福祉国家というシステムが国民の福祉の向上に深く関与すべきものであるならば、福祉概念のこのような展開は、福祉国家の観念と課題とに正しく反映されるべきであろう。

第二に、福祉国家の観念は、私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くかに応じて異なるものとなりうる。私的領域とは、私人としての個人が自分自身のイニシアティブで自分自身のリスクを引き受けつつ、自分自身の行為を選ぶ権利を

与えられる領域であり、公的領域とは福祉国家が国民の福祉の向上のために責任をもって公的行為をなすべき領域である。ジョン・スチュアート・ミル、ジョン・メイナード・ケインズ、フリードリッヒ・ハイエク、ジョン・ロールズ、ロバート・ノージックらの思想家は、誰からも侵害されることのない、とりわけ国家から——たとえ一般的福祉の向上の名のもとにも——決して侵害されることのない「保証された私的領域」(ハイエク 1960, p. 13) の在ることに賛同している。だが、2つの領域の間にいかに境界線を引くべきかについての彼らの見解は大きく異なったものである。実践的には、専ら、費用の観点から公的領域すなわち福祉国家の縮小を唱える議論が優勢だが、問題はさほど単純ではない。保証すべき私的領域との関係で福祉国家の倫理的基盤を問い返すことこそ、まさにいま求められているのである。

以上のような関心のもとに、本稿の記述は次のように構成される。2節では、福祉と手続き的正義に関するロールズ-セン概念について記述する。3節では、競争メカニズムをメイン・システムとし、3つのサブ・システムから構成される福祉国家システムの全体を概観する。4節では、私的領域と公的領域に関するミルの原理を出発点として、次のような問題を論ずる。たとえ私人としての個人が、自己の私的領域において私的行為を選択する自由を保証されたとしても、彼らは相互に競争せざるをえない。なぜならば、いかなる私人の行為も他者の行為をまったく妨げることがないほど、完全に孤立的ではないからである。したがって、公正な競争ルールを設計して執行することが福祉国家に期待される機能になる。4節では、このような役割を担う競争政策サブ・システムに関して考察する。ところで、私的領域における競争の役割が強調されればされる程、福祉国家は様々な市場の失敗に脅かされることになる。5節においては、市場の失敗を引き起こす原因と失敗を矯正するための公的メカニズム、すなわち調整政策サブシステムについて考察する。特に、そのような公的システムが適切に機能するための方法を検討する。ところで、公正な競争のルールが設計され遂

行されたとしても、また、市場の失敗に対処するための公的メカニズムが適切に機能し、競争メカニズムを補完することができたとしても、次のような問題が残される。すなわち、本人の責任が及ばない自然的・社会的障害が存在し、それらによって不利な立場に追いやられる個人が存在する。6節においては、そのような自然的・社会的障害に備えて社会的なセーフティ・ネットを提供するという福祉国家の役割について考察する。最後に7節においては、本稿の議論を要約するとともに、本稿の議論を現実の福祉国家システムに適用するために、検討すべき今後の課題を列挙して結びとする。

2 帰結・機会・手続き

アーサー・ピグーは功利主義者であった。したがって、彼の「旧」厚生経済学は、本質的に功利主義的な福祉概念に基づくものであった。ニコラス・カルドア、ジョン・ヒックス、チボー・シトフスキー、アブラハム・バーグソン、ポール・サミュエルソンらの「新」厚生経済学のうえに構築されたケネス・アローの社会的選択理論もまた、ベンサム-ピグー流の功利主義を直接的に継承するものであった。確かにアローの社会的選択理論は、個々人の効用の功利主義的総計という考えから離れて、序数主義的かつ個人間比較不可能な効用概念に基づくものではあったが、経済政策の分析にあたって帰結のみに視点を特化し¹⁾、さらに帰結の描写にあたって帰結から得られる効用のみに関心を傾注する点においては、ベンサム-ピグー流の功利主義と何ら変わるところがないからである。

伝統的な新旧の厚生経済学およびアロー流の社会的選択理論に浸透しているこのような立場は、厚生主義的帰結主義とよばれる。ところで、福祉国家システムを設計し遂行するという目的をもってひとの福祉を捉える際に、厚生主義的帰結主義は適切な情報的基础を提供しえない。アマルティア・センがいみじくも強調しているように、不正義と長期的抑圧に曝された人々は、彼らの厳しい現実に適応する他はなく、彼らの悲惨、苦痛、そ

して憤怒は、効用のものさしに十分に映し出されることはないからである。さらに、そもそも効用は単なる主観的な満足の立証にとどまり、客観的な個人の境遇を捉える指標としての資格を欠いている。したがって、効用に分析視点を特化することは、ひとの福祉を捉えるうえで不十分であるばかりでなく、主観主義的誤謬を回避しえないという欠陥をもっている。

厚生主義的帰結主義の不適切さを強調したのが、ジョン・ロールズ、ロナルド・ドゥオーキン、アマルティア・センであった。ロールズ、ドゥオーキン、センは共通に、効用を福祉の情動的基礎としての特権的地位から追放し、個人的境遇を客観的に捉えるための指標として、幾つかの代替案を提唱している。提唱された代替案のうち、ロールズの「社会的基本財」およびドゥオーキンの「資源」は、いずれも福祉それ自体ではなく、福祉の手段を捉えるに留まっている点をセンから厳しく批判されている。

さて、厚生主義的帰結主義における主観的誤謬とロールズ、ドゥオーキンらの手段主義的限界を克服しつつ、個人の境遇をより直截に捕捉するための方法として、センが主張したのが「機能」への注目であった。「機能とはひとが成就しうること——彼/彼女が行いうること、なりうること——である。……機能は、(1)財(およびそれに対応する特性)をもつこととも、(2)(機能から結果する幸福という形での)効用をもつこととも別物である。財と特性は機能に先立ち、効用は重要な意味で機能の後にくるのである」(Sen 1985, pp. 10-11)。ひとの「潜在能力」とは、特定化された資源配分メカニズムと権利システムのもとで、彼/彼女が選択することのできる機能ベクトルの集合を意味する。このような概念を基にするとき、人間的悲惨や窮乏は、経済システムの機能不全を原因として、人々の潜在能力の発展が阻害された状態であると定義される。

センが提出した機能および潜在能力の概念は、個人が価値ある人生を実現するための機会という観点から、経済システムのパフォーマンスを評価することを可能にする。しかしながら、これらの

概念によって捕捉される空間は、あくまで帰結のみに関連するものである点に留意する必要がある。すなわち、これらの概念は、特定の資源配分ルールのもとで達成された機能空間上の点および達成可能となる機能空間上の機会集合という、ある種の帰結を表す指標に他ならない。先述したとおり、このような指標は主観主義的誤謬と手段主義的限界との双方を克服するものではあるけれど、帰結主義の境界それ自体を跳び越えるものではないのである。

如何にして、そしてどのような空間で帰結を描写するかに関わらず、帰結主義に留まることは福祉の情動的基礎を得るうえで重大な欠陥を抱えることになる。この点を理解するためには、以下のような簡単な例を考察すれば十分であろう²⁾。

例(公平なケーキの分配)：父親が一つのケーキを3人の子どもたちに公平に分ける状況を考える。このとき2つの方法が考えられる。方法I：父親がケーキを3等分し、子どもたちに、一切れずつ取っていきなさいと言う。方法II：子どもたちは、いかにケーキを公平に分けたらよいかについて議論する機会を与えられ、自分たちの合意した結論に基づいてケーキを分ける。偶々、子どもたちは均等配分こそが公平な結果であるという結論に落ち着いたとしよう。もしわれわれがケーキの分配という帰結のみを知らされたとすれば、これらの2つの分配方法は同じであるという結論にいたる他はない。しかしながら、このように2つの方法を同一視することはあきらかに適切ではない。なぜならば、方法Iでは子どもたちは彼らの配分が決定されるプロセスに参加する権利を与えられないのに対して、方法IIでは彼らはそのような重要な権利を与えられているからである。

この例は、個人の境遇をより完全に分析するうえで、帰結的考察とともに手続き的考察が決定的に重要となることを示唆している。ところで、手続きの重要性は、何らかの目的を促進するという道具的価値によって理解されるのみならず、それ自身の内在的価値によっても理解される必要があるだろう。例えば、飢饉に関するセンの分析

(1981)は、民主主義的意思決定手続きが、壊滅的な飢饉に対処するうえで道具的価値を持つ点を指摘している。政府が飢饉の脅威に対して責任ある行動をとるようになるのは、選挙における敗北もしくは政治的反対を恐れてのことであるからだ、と。だが、われわれがここで強調したいのは、手続きそれ自身が有する内在的価値である。すなわち、ある社会を構成する人々が彼らのライフ・チャンス具体的に規定する社会的決定プロセスに等しく参加しうること、それ自身が有する価値である。

議論の手掛かりとなるのが、ロールズの手続き的正義に関する考察である。先に述べたとおり、帰結主義とは、ある政策のよさを、専らもたらされる帰結の観点からのみ判断するという立場であった。そこでは、個々の帰結を直接評価するための「結果に関する道徳」が、そしてそのみが要請される。それに対して、ロールズは「純粋に手続き的な正義」という観念を主張した。それは、個々の帰結が(ある好条件のもとで、偶々)ある結果に関する道徳を満たすことをもってよしとするのではなく、あるいは、条件の如何を問わずある結果に関する道徳が満たされることを要請するのでもなく、個々の帰結に先立って帰結をもたらす手続きそれ自身を公正なものとする、そして条件の変化に応じて異なる帰結をもたらされるとしても、適用される手続きが公正である限り、それらの帰結をおしなべて公正と判断する考え方である。

われわれの論脈において、このようなロールズの考え方は、あるルールによってもたらされる帰結(人々の状態)とルールの決定手続きという2つの局面を識別することによって理解される。例えば、後者の局面については、社会契約説を唱える人々によって、次のように主張されてきた。道徳的恣意性をもつあらゆる情報が、無知のヴェールによって覆い隠されているような原始的ステージにおいて、社会的に選択されるルールは公正である、と。そのようなステージにおいては、ルール選択にあたってすべての個人は同じ足場をもつ一方で、どの個人も私的情報をもたぬがゆえに、

「不偏的な社会的配慮のみに依拠して自己の選好を表明する」(Harsanyi 1955, p. 315)ことが期待されるからである。

無知のヴェールのもとでのルール選択という考え方はきわめて仮想的ではあるものの、福祉国家という具体的文脈において意味をもたないわけではない。なぜならば、原初状態は「かつて存在したことはないし、現在も存在しないし、今後も決して存在することもない(にせよ、原初状態の想定は)われわれの現況を適切に判断するための正しい考え方を入手するうえで絶対的に不可欠であり」(Rousseau 1964, p. 169)、「正義の原理に関する議論に課すべき、そして正義の原理それ自身に課すべき適切な諸制約を、われわれに生き生きと語ってくれる」(Rawls 1971, p. 18)からである。

とりわけ権利、自由、正義の問題を扱う際には、帰結的考察と合わせて手続き的考察が重要となる。例えば、アサー・リンドベックは、『個人の自由』という問題は、何が実際に達成されるかのみならず、それらが実現されるプロセスと密接に関連するにも関わらず、これまで経済分析において真正面から取り扱われることがなかった(1988, p. 295)と指摘した。また、アローは、「社会状態を定義する諸変数のなかには、社会が選択を行うプロセスをも含めることができる。社会構成員にとって選択のメカニズムそれ自体が価値をもつとき、この点は重要な意味をもつ。例えば、ある個人は、ある分配が自由な市場メカニズムのもとでもたらされる状況を、同じ分配が政府の裁量によってもたらされる状況よりも好ましいとするかもしれない³⁾」(1963, pp. 90-91)と述べている。

以上の考察を要約して、第一に、経済政策の帰結を捕捉するためには、効用でもなく財や資源でもなく、センのいう機能・潜在能力概念が有用であること、第二に、福祉国家を構成する個人人の境遇をより完全に分析するためには、帰結のよりの確な捕捉のみならず、帰結をもたらす手続きそれ自身をも考慮に取り込んで情報的基礎を拡張する必要があることを強調しておきたい。

3 福祉国家の経済システム：概観

個々の福祉国家システムに関する詳細な議論に先立って、福祉国家システムの全体を簡単に概観することは有益であろう。我々の描く基本的図式は次のとおりである。福祉国家は一つのメイン・システムとその円滑な働きを支える3つのサブ・システムから構成される。各々のシステムは、他のシステムが適正かつ効果的に機能しない限り、それ自身もまた適正かつ効果的に機能することができないという意味において、互いに補完関係にある。

福祉国家のメイン・システムは、現代社会の多様な局面に浸透している競争メカニズムである。競争メカニズムの意義は、私人としての個人が、自分の前に開かれた機会を自己に最も適した方法で用いるために、自分自身のイニシアティブに従って、自分自身のリスク負担によって、自己のライフ・チャンスを試すことを可能とする点に認められる。また、人々の間に分散している私的情報を国家の手に収集する手間を省く点、さらには人々のプライバシーを必要以上に侵害しない点に存在する。このように、競争メカニズムとは、競争手段の選択に関する私人たちの自律的権利を保証するメカニズムに他ならないのである。

ところで、競争が公正に行われるためには、まずもって競争メカニズムの定義域を適切に定めること、すなわち、私人たちが自律的権利を賦与される私的領域と、福祉国家が国民の福祉の向上に責任をもつ公的領域とを適切に線引きすることが必要となる。さらに、フェア・プレイの義務を遵守して競争ゲームが実際にプレイされるように、公正な競争のルールを制定し執行することが必要となる。これらはいずれも福祉国家が取り組むべき重要な仕事である。主としてこのような仕事を委託されたシステムが、競争政策サブ・システムに他ならない。

ところで、競争政策サブ・システムによって補完された競争メカニズムがいかによき性能をもつとも、情報の不完全性などの要因により、このメカニズムはときに失敗を犯すことを運命付けられている。次に考察すべきは、その種の失敗——

市場の失敗——から競争メカニズムを守るようなシステムである。そのようなシステムもまた福祉国家を構成する重要な要素であり、ここではそれを調整政策サブ・システムと名づけたい。

そのようなシステムを設計し執行するうえで注意すべき点は、メイン・システムの長所を無効としない配慮である。つまり、私人たちのインセンティブとの両立可能性に留意すべきである。また、私的情報の提供を求める際には、彼らのプライバシーを最大限尊重するように留意すべきである。私人としての個人が、自分の活動の機会を自分にもっとも適した方法で用いるためには、彼らの自律的決定の権利を保証することが何にもまして重要だからである。

しかしながら、最後にもう一つ考慮すべき大切な問題が存在する。私人たちは、本人の責任の及ばない自然的・社会的障害のために、競争の闘技場において不利な位置に追いやられる危険性をもつ。例えば、ある人々は先天的なハンディキャップをもつために、競争への参加が困難であるかもしれない。また、ある人々は、外生的、マクロ的なショックという個人の責任を越えた原因によって、解雇の危機に曝されるかもしれない。このような自然的・社会的障害の及ぼす影響に対して社会的なセーフティ・ネットを用意することが、福祉国家を構成するもう一つのシステムである社会保障サブ・システムの担う役割に他ならない。

社会保障サブ・システムに関しても、いくつかの注記が必要である。まず、競争メカニズムの有する長所、つまり私人たちが自己のライフ・チャンスを試そうというインセンティブを歪めないことが、このシステムに対しても要請されなければならない。次に、資源の社会的移転の際に、受給者が羞恥や辱めの感情を持たずに済むような工夫がなされなければならない。換言すれば、社会保障サブ・システムの設計・運営にあたっては、ウエルフェア・フロードとウエルフェア・スティグマという2つの問題を回避する必要がある。

福祉国家の厚生経済学の課題は、第一に、メイン・システムである競争メカニズムと3つのサブ・システム——競争政策サブ・システム、調整

政策サブ・システム、社会保障サブ・システム——を、それらが全体としてインセンティブ両立的かつ実効的に機能するように、慎重に設計することにある。第二に、2節で論じたような個人的境遇に関する情報の基礎に基づき、福祉国家システムの倫理的基盤を解明することにある。さて、システム全体の概観に続いて、次節からは各々のシステムに関する個別的な分析に移ろう。

4 競争メカニズム：公正なゲームの設計とフェア・プレイの義務の履行

私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くべきかという問題は古くて深い問題であり、少なくとも次のような基本的問いを提起したジョン・スチュアート・ミルにまで溯る：「自分自身に対する個人の主権はどこまで及ぶべきか？ 社会の権威はどこから始まるものか？ 人間生活のどのくらいが個人的人格に割り当てられ、どのくらいが社会に割り当てられるべきか？」(Mill 1977, p. 276)。ミル自身の解答は疑わしいほど単純な原理である：「各々は、各々に最も影響するものを入手するならば、適切なシェアを得たことになる。個人に主として影響する部分は個別的人格に属するべきであり、社会に主として影響する部分は社会に属するべきである」。

「主として影響」という言葉の曖昧さゆえに、ミルの原理が失敗を宿命付けられていることは明白である。さらに、ミルの原理を越えて、普遍的に適用可能な別の原理を作ろうとした多くの試みもまた成功しなかった。実際のところ、普遍的原理の探究は次のような隘路に陥る危険を孕んでいる：「先験的なプロクルステスの蛮行——ほとんど空想上の過去と、まったく空想上の未来とに関するわれわれの誤った理解をもとに造られた何らかの固定的パターンに合わせて、現実の人間社会を彫塑する」(Berlin 1969, p. 171)という蛮行。

そこで本稿では、これ以上空虚な普遍的原理を追求することをやめて、2つの簡単な留意事項を記すに留めたい。第一は、私的領域と公的領域との間に境界線を引くことは、個人に賦与する自律的権利の範囲を定めることを意味する点である。

ところで、個人への権利の賦与は社会的効率性との関連で重要な問題を提起する。センのいわゆるパレート・リベラル・パドドックスは、まさしくこの問題に関連する。このパドドックスは、パレート効率性という厚生主義的価値と、個人の自律的権利という非厚生主義的価値との間の矛盾を示すものであった。このような矛盾の存在は、社会的効率性の損失を不可避とするにも関わらず、個人に賦与すべき自律的権利があるとしたら、そのような権利の存在理由ははたして何に求められるのかという問題を提起する。さらに、ある種の権利がひとの潜在能力を構成する基本的要素に他ならないとしたら、それによってもたらされる社会的効率性の損失は、社会が負担すべき社会的費用と解されるべきであるという理解を導出する。

より実践的には、次のような問いが発せられる。われわれは、個人への自律的権利の賦与と引き替えに、社会的効率性の損失を引き受ける覚悟があるか？ 答えが肯定的であるならば、社会は効率性の損失という犠牲を払ってまでも、権利を賦与することにコミットするであろう。他方、答えが否定的であるならば、社会はこのような権利をひとの潜在能力の基本的要素とみなしてはいないことを示すであろう。私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くべきかという問題は、最終的には、この問への答えに依存して決められる。先のような問いかけは、個人の自律性に対する社会的コミットメントの範囲を調べる試金石の役目を果たすのである。

第二に、何らかの方法で私的領域と公的領域との区分けがなされたとしても、私的領域における各人の行為に対して、福祉国家はまったく無関心であることはできない。なぜならば、個々人の権利が相互に矛盾する可能性が、依然として残されているからである。「ひとは概して相互依存的であり、いかなる個人の行為も他者の生をまったく妨げることがないほど完全に私的ではありえない。カマスの自由は小魚の死を意味する；ある人の自由はかならずや他の人々の抑制に依存する」(Berlin 1969, p. 124)。したがって、私的領域において行われるプレイに関して公正なルールを設

計し、フェア・プレイの義務が履行されるように監視することが、福祉国家の仕事として期待されることになる。これこそが競争政策サブ・システムに託された仕事に他ならない。

競争政策サブ・システムの分析に際して、現代社会において私人たちの生活全体に浸透している競争の多層構造——競争のフラクタル構造とでも呼ぶべきもの——に着目することには意味があるだろう⁵⁾。私人たちは各々ある組織、典型的には企業に所属し、同僚達との間で、金銭的なあるいは地位と仕事の割り当てなど非金銭的な報酬を求めて競争する。他方で、同一企業に属する私人は、他企業との競争の舞台では互いに結託して行動するであろう⁶⁾。さらに、特定の産業内の企業は、通常的环境のもとでは互いに激しく競争するが、異種の産業に立ち向かう場合には同種産業連合を形成し、自分たちの共通の利益を護り促進するように協調するであろう。加えて、彼らは、外の競争相手に実効的に対処するという共通の目標のために、協同 R & D 組織を形成し、互いに協力し合うであろう。このような多層的な関係は、国際的な場面においても、競合するすべての国内企業がインサイダー・グループに総合されるわけではないこと、競合する外国の諸企業と国内のアウトサイダー諸企業の両方によってアウトサイダー・グループが構成されることから、同様に観察されるのである。

なぜ、私人たちは競争のフラクタル構造のなかで競争するのだろうか。すでに述べたとおり、答えの一部は、勝者に対して支払われる金銭的あるいは非金銭的な報酬にある。だが、これに加えて、競争という舞台において、自己の特質や卓越性を証明したいという人間的欲求の存在を指摘すべきであろう。いかなる理由であれ、公正な条件のもとで競争のフラクタル構造に参加し、自己の主導性のもとに自らリスクを引き受けて自己のライフ・チャンスを試すことは、それ自体価値ある特典であり、ひとの機能ベクトルを構成する重要な構成要素であるとみなされる。このような特典をすべての意思主体に広く公正に広めること、そして競争がなされる公正かつ透明な闘技場を用意す

ることは、福祉国家の重要な仕事である。

ところで、競争のフラクタル構造内のどの層を対象とするかに応じて、福祉国家の競争政策サブ・システムに期待される役割の内容と範囲は、実質的に異なるであろう。例えば、一企業内での昇進と認知を求める競争においては、福祉国家の役割はより限定的であると考えられる。ただし、ロールズのいう公正な機会均等の原理は、このような場面においても重要な意味をもつ。すなわち、「ある地位が、すべての人々に対して公正に開かれてはいないとしたら、排除された人々が、たとえ特権者らの一層の努力によって便益を受けることがあろうとも、依然として不正に扱われていると感じるのは当然のことであろう。その不満は、富や特典などの職務付随的な報酬から排除されたという理由のみならず、社会的義務を真剣かつ献身的に遂行することから得られる自己実現の体験から遠ざけられたという理由に基づいている」(Rawls 1971, p. 84)。国家の責任に基づく機会均等法の制定と執行は、このようなロールズ原理を実現する重要なステップとなるはずである。

さて、競争政策サブ・システムの働きがより明白となるのは、市場における競争と市場を求めての競争という2つの場面においてである。このような場面において、競争政策サブ・システムが公正かつ厳格な競争ルールの制定とその執行を担うことに関しては、ほぼ異論の余地がないだろう。したがって、ここでは簡単な注記をするに留めたい。「現代福祉社会においても、大衆が有する日常的な必要の大多数の最も重要な部分は、当該政府の知らない、また知ることのできないプロセスの結果として充足されている。政府に要求されている最も重要な公共財は、特定の必要を直接的に充足することではなく、個々人や小集団が各々の必要を相互に提供する機会を十分にもてるような条件を確保することにある」という鋭い観察をなしたのは、フリードリッヒ・ハイエク(1976, p. 2)であった。独占禁止法や競争政策の役割は、市場における公正な競争ゲームを設計し遂行することによって、また、すべての参加者がフェア・プレイの義務を完全に遵守するように競争プロセ

スを監視することによって、さらに、公正な競争ルールの違反者を発見し矯正することによって、まさしくハイエクのいう「最も重要な公共財」を提供することにある^{7),8)}。

5 市場の失敗と補完的メカニズム⁹⁾

競争メカニズムは、現代社会において分権的意思決定を護り促進するうえで有用であるという道具的価値をもつ。それは、さらにすべての私人に対し、彼/彼女自身のイニシアティブによって、彼/彼女自身のリスクを引き受けて、彼/彼女自身のライフ・チャンスを試すことを可能とするという内在的価値をもつ。しかしながら、これらの特筆すべき長所にも関わらず、競争メカニズムに対する盲目的な依存は福祉国家のとるべき態度ではないだろう。競争メカニズムは、往々にして、次のような要因のために機能できなくなるからである。すなわち、1) 情報の不完全性、2) 情報の獲得・移転・統合に要する費用、3) マーシャル的外部性の発生、4) リスクと資本市場の不完全性などである。これらのいわゆる市場の失敗に対して、福祉国家は競争メカニズムを補完するためのシステム、すなわち調整政策サブ・システムを用意している。だが、以下に見るとおり、市場の失敗を補完することは容易な仕事ではない。

第一に、市場の失敗に対する正しい処方箋を作るためには、国家は、市場の失敗が発生した箇所および歪みの原因と結果に関する正確な情報を確保する必要がある。このような条件は、国家が、数多くの私人たちの間に分散している情報——技術や消費者の選好、資源の初期配分などに関する情報——を収集し、利用できることを要請する。ところが、これらの情報の初期保有者は、たとえ彼らが私的情報や知識を隠したり歪めたりする戦略的理由をもたないとしても、それらの情報や知識を明晰かつ継続的に国家に伝達することは不可能に近い。したがって、調整政策サブ・システムが必要な情報を一挙に収集することは、理論的には可能であるとしても、実践的には非常に困難である。

第二に、診断された市場の失敗に対処するため

に有効な公的行為をとるためには、国家は十分な行政的権限を備える必要がある。ところが、国家がこのような権限を備えることは、私人たちの基本的な経済的自由——例えば、営業の自由、職業選択の自由——を脅かす危険があると同時に、先述した福祉国家のもう一つの役割である競争政策との間にも、対立と矛盾をもたらすおそれがある。

第三に、市場の失敗に対処するためには、国家は、処方箋のもたらす直接的・即時的効果を越えて、間接的・長期的効果をも捉えるような広い視野をもたなければならない。それは事後的ケアを適切に行うために不可欠である。だが、そのような視野を獲得するためには、国家は、不確実性の厚いヴェールを通して複雑な因果関係を解きほぐし、遠い将来を予測することができなくてはならない。

いうまでもなく、以上のような「最善」調整政策の諸条件を実践的にみたらすことは、理論的には不可能ではないとしても、非常に困難である。そこで、調整政策サブ・システムは本質的にセカンド・ベストであるような方法をとらざるをえないだろう。私的情報に関する正確な情報を欠くために、また、市場の失敗の原因と結果とを十分に理解する能力を欠くために、調整政策サブ・システムが解くべき問題は所与の社会的目標に対する制約条件付き最適化問題ではなく、情報の交換・統合・分散のための適切な協調メカニズムを設計し遂行すること、公人とともに私人も参加し、相互行為をなし、説得し、交渉するような場を提供することにある。相異なり矛盾する私人たちの目的が本質的なところで両立すること、そして、すべての関係者によって自発的に処方箋が実行されることを保証するのは、このような協調的かつ相互的なメカニズムに他ならない。同様に、信頼のおける情報が私人と公人との間で分散され共有されることを可能にするのは、また、私人たちが彼らの計画と期待を適切に調整することを動機付け、支援するのは、このような協調的かつ相互的なメカニズムに他ならない。

しかしながら、情報の交換・統合・共有に関する協調的メカニズムの役割を強調すればするほど、

われわれはさらなる問題に直面することになる。その1：競争者間の協調的態度は共謀へと転化しがちであり、それによって社会厚生低下をもたらされる危険がある。その2：競争者間の協調は競争の刃の切っ先を鈍化させ、有効な競争を妨げる傾向があり、それによって経済効率の損失をもたらされる危険がある。その3：政府の官僚と私人との間で頻繁かつ非公式的に行われる交渉と説得は、金銭的あるいは非金銭的な補償と引き替えに、政府官僚からの依怙鼻息を求める傾向を促進しがちである。人間的欠陥に深く根ざしたこれらの危険に、福祉国家はいかに対処すべきであろうか。

この問題に対するわれわれの解答は、再び競争に求められる。例えば、望ましい手段への優先的接近を可能とするようなプライズを設け、それをめぐるコンテストに私人たちが参加するような仕組みを考えよう。もしも、このようなコンテスト型競争が協調的メカニズムに内部化されるならば、非効率性、依怙鼻息、共謀などの危険が実効的に回避されるであろう。つまり、市場の失敗に対処するための協調的メカニズムの文脈においても、決め手になるのはやはり競争である。市場の失敗のない場合は市場型競争が、他方、市場の失敗が現れる場合はコンテスト型競争が、各々重要な意義を担うものと考えられる。

6 社会的セーフティ・ネットの提供：社会保障サブ・システム

競争メカニズムによって私人達が、自己の主導性のもとに自らリスクを引き受けて、自己のライフ・チャンスを試すことが可能になるとしても、彼らが等しく扱われるのは、彼らが等しい条件で競争の舞台に登場した場合に限られる。しかしながら、人生の否定しがたい現実、私人達は等しく自然から愛でられているわけではないことである。ある人々は生来的な障害をもち、他方、ある人々は好ましい自然的資産および/もしくは莫大な遺産に恵まれている。競争メカニズムそれ自身は、そのような自然による偏愛を何ら矯正するものではない。それどころか、好条件に恵まれた

人々に高い報酬を与えることにより、不平等な扱いをさらに拡大する可能性がある。また、生来的な障害をもつ個人が競争ゲームへの参加をはじめから拒絶される可能性もある。

生来的な障害をもつ個人が、その障害に対して責任を問われるべきでないことは言うまでもない。同様に、本人が責任を負えないような社会的障害が、ある個人に降りかかってくる場合がある。例えば、外生的なマクロ的ショックによって、ある企業が高齢者を解雇せざるをえないような状況に追いやられるケースを考えよう。高齢者自身は、突然の解雇という不運に見舞われるような責めを何ら負っていないのだ。これらの自然的・社会的障害から私人達を実効的に保護するような社会的セーフティ・ネットを設計し遂行することが、社会保障サブ・システムの役割である。

ところで、社会保障サブ・システムによる社会的セーフティ・ネットの提供は、自然的・社会的障害を被った私人たちを助けるために、実際に社会的な資源が使われることを意味している。さらに、それは好条件にある人々から、悪条件にある人々へと資源の再分配がなされることを意味している。そのような再分配はいかにして正当化されるのだろうか？

例えば、ロバート・ノージック(1974, p. ix)のように、「国家は、ある市民たちが他の市民たちを援助するように仕向ける目的をもって、その強制機構を用いてはならない」という自由至上主義的な主張も存在する。これに対して、社会的なセーフティ・ネットの存在理由は、次のような手続きの考察によって正当化されるかもしれない。すなわち、福祉国家の原理を選択するステージにおいては、いかなる個人も自然的・社会的障害によって好意的に処遇されたり、されなかったりしてはならない。厚いヴェールに覆われて、はたして誰が優遇されているのか、誰が優遇されていないのか皆目わからなかったら、人々はどのようなルールを福祉国家の原理として選択するだろうか。おそらく、測り知れない程の損失をもたらすような自然的・社会的障害に関しては、社会的セーフティ・ネットを用意することに、ひとびとは

賛同するのではあるまいか。

無知のヴェールが取り去られたとき、好条件に恵まれている個人は、何ら見返りもなしにセーフティ・ネットの費用を負担しなくてはならないことになる。だが、それは社会保障に特有な現象ではない。ひとにとって最もよい人生とは、警察による保護あるいは司法的な救済を受けることなしに済ませられる人生であろう。それにも拘らず、法と秩序とが確立され維持されている社会は、それ自身で彼/彼女に大きな安心と喜びをもたらすであろう。このような点を認識している人々は、これらの財の公共的提供に貢献する意思を十分にもつと考えられる。

ところで、社会保障サブ・システムを設計するにあたって、考察すべき2つの重要な問題が存在する。一つはウェルフェア・フロードと呼ばれる問題であり、他の一つはウェルフェア・スティグマと呼ばれる問題である。前者から論じよう。私人たちが自然的・社会的障害を補償してくれるような社会的セーフティ・ネットの存在を周知している場合、彼らの行動はシステムの変化に応じて変化する可能性がある。ある個人はメイン競争システムにおいて自己のライフ・チャンスを試す努力を放棄し、社会的セーフティ・ネットにもたれかかって生きることを選択するかもしれない。他方、社会保障を受給することが不名誉な恥ずべきことであると考えられている場合、ある個人は、彼自身の福祉にとって不可欠である自尊の念を失すことをおそれて、受給申請を行わないかもしれない。

このような難問に対してわれわれは魔法の杖を用意しているわけではない。ただし、問題の見通しをよくするために、2つの概念的な対立項を提示したい。一つは、〈機会の保障〉と〈帰結の保障〉であり、他の一つは、〈基本的潜在能力の最小限の保障〉と〈従前の生活の保障〉である。もしも、社会保障サブ・システムが、自然的・社会的障害を被った人々に対して、彼らの帰結的な生活を完全に保障することを目標にするとしたら、それは、自己のイニシアティブにおいて、自己のリスク負担に応じて、自己のライフ・チャンスを

試すという機会を彼らから奪うことにならないだろうか。そして、そのような機会を奪うような保障の仕方は、受給者の福祉への依存的傾向を助長する一方で、彼ら自身の自尊の基盤を根底から掘り崩すことにならないだろうか。

不遇な境遇にある人々にとっても依然として重要なことは、自分の前に開かれた機会をもとに、自分にとって最も価値ある人生を自分で選び取っていくという主体的な営みの可能性が保証されることである。社会保障サブ・システムは、そのような主体的営みに必要不可欠な手段を積極的に講ずるものではあるが、そのような施策は、人々が彼ら自身の責任において自ら必要な手段を獲得する意欲と機会を奪うようなものであってはならないはずである。

以上のような考察は、競争メカニズムの意義を再度確認すること、それとの関係で社会保障サブ・システムの役割を再考することを要請する。競争メカニズムは競争に参加する私人たちが誰であれ、彼らの主体的営みを妨げないという意味において、人々への平等な扱いを保証するものであった。だが、それは競争の初期条件を何ら調整するものではない。それに対して、社会保障サブ・システムの役割は、人々が等しく競争に参加し、参加し続けるための条件を整備することである。そのための条件は、おそらく帰結の保障ではなく機会の保障に、従前の生活の保障ではなく潜在能力の最小限の保障に求められるだろう。

7 結論的覚え書き

本稿の主要なポイントは以下の通りである。

- (1) はじめに分析方法に関して。福祉国家を分析するためには、2つの方法で従来の厚生経済学のフレームワークを拡張する必要がある。その1:「所得, 富, 厚生」からセンのいう「機能, 潜在能力, 福祉」へと視点を拡大すること。その2:福祉の情報的基礎を、帰結のみの描写から、手続きをも含めた描写へと拡大すること。このような概念的拡張の試みは、現在、厚生経済学および社会選択論等の分野においてめざま

しい発展を遂げている。

- (2) 続いて福祉国家の概念に関して。われわれは福祉国家を、競争メカニズムというメイン・システム、ならびに競争政策サブ・システム、調整政策サブ・システム、社会保障サブ・システムという3つのサブ・システムから構成される複合システムであると捉える。各々のシステムの主要な役割は次のとおりである。(α) 私人として個人は、可能な限り、メイン競争システムにおいて自律的に自己のライフ・チャンスを追求する権利を保証されなければならない。(β) 競争政策サブ・システムは、競争の公正なゲームを設計し、プレイヤーたちがフェア・プレイの義務を完全に履行することを保証しなくてはならない。(γ) 調整政策サブ・システムは情報交換と協調を促進する共同メカニズムを設計し管理・運営することによって、市場の失敗に対処しなくてはならない。(δ) 社会保障サブ・システムは、すべての個人が、自然的・社会的障害の発生にも関わらず、メイン競争システムに参加し、自己のライフ・チャンスを試すことができるように、社会的セーフティ・ネットを用意しなくてはならない。
- (3) 福祉国家を支える基本原理は次のように要約される。(α) 福祉国家は国民一人ひとりに対して、彼ら自身のイニシアティブによって彼ら自身のリスクを引き受けつつ、彼ら自身のライフ・チャンスを自律的に追求するような権利を保証すべきである。(β) 福祉国家は国民一人ひとりに対して、彼ら自身のライフ・チャンスに影響を及ぼすルールと政策を決定するプロセスへ参加する権利を保証すべきである。(γ) 福祉国家は一人ひとりの国民に対して、たとえ逆境にあったとしても自尊の念をもちつつ、自己のライフ・チャンスを終始追求し続けていけるように、最小限の基本的潜在能力を保障すべきである。

いうまでもなく、本稿がなしたことは福祉国家の倫理と厚生経済学に関する簡単な素描にすぎない。以下では、今後取り組むべき課題を列挙して本稿の結びとしよう。第一に、われわれは福祉国家システムの情動的基礎となる機能・潜在能力に関して、それらの概念的意味を明らかにするに留まった。機能を構成する具体的な要素に関して、現代社会の人々に広く合意されるようなリストを形成すること、それによって機能空間を特定化することが、最初の課題として設定される。第二に、特定化された機能空間のもとで、異なる個人間の異なる要素を比較秤量するための尺度を形成すること。この尺度の形成にあたって特に留意すべきは、特性空間を構成する変数間に内在する相互依存性をいかに整理するかという問題である。各々の機能要素は、かならずしも相互に独立であるとは限らない。資源の利用にあたって複数の機能要素が結合生産的性格をもつケースも考えられるからである。最後に、個人の責任概念に関して、それが内包する意味および適用される外延を明確にすることである。社会保障の存在理由は、個人の責任が及ばない自然的・社会的障害の存在に求められた。また、社会保障の実施にあたっては、社会的責任において保障すべき対象と範囲の適度な限定が要請された。だが、そもそも個人の責任はいかに特定化されるのだろうか。いかにしたら個人の責任は尊重されることになるのだろうか。この問題は、古くはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』において、近年は、アーネソン、ドゥオーキン、フローヴェイらによって、精力的に論じられている。福祉国家システムという具体的な文脈において、彼らの理論を精査・拡充することもまた、今後の課題として設定される。

これらの残された課題にも関わらず、読者に対して、福祉の概念と福祉国家システムを再考する必要性とその意義について注意を喚起しえたとしたら、本稿のささやかな目的は達成されたことになるであろう。

注

* 本稿は、1999年3月8日に国連大学にて開催

された第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」に提出されたものである。ケネス・アロー、ピーター・ハモンド、ブラサンタ・パタナイクおよびアマルティア・センの諸氏に対して、関連するテーマに関する長年の有益な議論に感謝する。また、ジョン・ロールズとアマルティア・センの理論を基に手続き的正義理論を展開するという研究の共同研究者である後藤玲子と吉原直毅の両氏に感謝する。そのような研究は本稿の下敷きともなった。最後に、しかしもとより最小にではなく、アグナー・サンドモ、塩野谷祐一、橋木俊詔、後藤玲子の四氏に対して、セミナーでの彼らの有益なコメントに感謝したい。いうまでもなく、本稿に何らかの誤りや曖昧さが残るとしたら、それは筆者のみの責任に帰するものである。

** 一橋大学経済研究所、公共経済学担当教授、東京都国立市中2-1、電話 & FAX: 042-580-8353, E-mail: cr00061@srv.cc.hit-u.ac.jp.

*** Pigou (1950, p. vii).

- 1) この点に関連して、アローは彼特有の明解さをもって次のように記述している。「経済政策および他のいかなる社会政策も、社会や経済を構成する多数の異なる諸個人に対して帰結をもたらす。アダム・スミスの時代以来、それ以前からではないとしても、ほとんどすべての政策議論の場において、個々人にもたらされる帰結に基いて複数の代替案を評価することが、当然の作法であると考えられてきた。」(Arrow 1987, p. 124)。
- 2) この例は Suzumura (1999) から採録したものである。この論文では他の例も紹介されている。Pattanaik and Suzumura (1994) をも参照のこと。
- 3) アローのこのような啓発的な発言に関する分析は、Pattanaik and Suzumura (1994; 1996) によって初めて導入され、自由主義的権利の文脈で Suzumura (1996; 1999) によって、さらに経済環境における公正な資源配分ルールの選択という文脈で Gotoh, Suzumura and Yoshihara (1999) によって、詳しく展開されてきた。
- 4) 同様の関心から、アグナー・サンドモは、以下のように主張する：「配分メカニズムを結果に基いて判断するか、あるいは配分プロセスそれ自身に基いて判断するかという議論は、あまり実り多いものではない。このようなアプローチに伴う一つの問題は、経済活動に従事する諸個人の選好はプロセスそれ自身に対する選好をも含むがゆえに、結果とプロセスを区別する方法は必ずしも明確ではないからである」。
- 5) このような観察を日本社会という特定の文脈において論じた文献は、Suzumura (1996a) である。だが、その様な観察は、より広い適用範囲をもつと考えられる。
- 6) 私人が独立した専門職にある場合でも、必要な限りで変更を加えるならば、以下の議論は十分成立する。
- 7) 独占禁止法と競争政策の性格と役割に関するこのような見解については、後藤晃・鈴木興太郎 (1999) において、日本の法と政策という特定の文脈で体系的に展開されている。
- 8) 独占禁止法と競争政策の目的は、私人たちが彼ら自身のライフ・チャンスを彼ら自身のリスクに応じて、等しく試すことを可能とする点にあるというわれわれの見解とは異なって、次のような見解も存在する。すなわち、独占禁止法と競争政策の目的は、独占を禁止することにより、消費者や小企業などの社会的に弱い取引行為者を保護することにある。市場の取引行為に関して、われわれが手続き的観点に立脚することに対して、彼らが帰結的観点に立脚していることは明白である。本稿は後者の立場に関してこれ以上、言及するものではない。
- 9) 本節は、伊藤、清野、奥野・藤原、鈴木 (1991)、小宮、奥野、鈴木 (1988)、鈴木 (1995; 1997; 1997a) において展開されている産業政策一般に関する、とりわけ日本の産業政策に関する、われわれの研究内容をもとに記述されている。

参考文献

- Arneson, R. J. (1989) "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies*, Vol. 56, pp. 77-93.
- Arrow, K. J. (1963) *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: John Wiley & Sons. (長名寛明訳, 『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977)
- (1987) "Arrow's Theorem," in Eatwell, J., Milgate, P., and P. Newman, eds., *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, Vol. 1, London: Macmillan, pp. 124-126.
- Berlin, I. (1969) *Four Essays on Liberty*, Oxford: Oxford University Press. (小川晃一他訳, 『自由論』, みすず書房, 1971)
- Dreze, J. and A. K. Sen (1991) "Public Action for Social Security: Foundations and Strategy," in Ahmad, E., Dreze, J., Hills, J., and A. K. Sen, eds., *Social Security in Developing Countries*, Oxford: Clarendon Press, pp. 3-40.
- Dworkin, R. (Summer 1981) "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 3, pp. 185-246.
- (Fall 1981) "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 4, pp. 283-345.
- (1987) "What is Equality? Part 3: The

- Place of Liberty," *Iowa Law Review*, Vol. 73, pp. 1-54.
- Fleurbaey, M. (1994) "On Fair Compensation," *Theory and Decision*, Vol. 36, pp. 277-307.
- (1995) "Equal Opportunity or Equal Social Outcome?" *Economics and Philosophy*, Vol. 11, pp. 25-55.
- 後藤晃-鈴木興太郎編 (1999) 『日本の競争政策』, 東京: 東京大学出版会。
- Gotoh, R., Suzumura, K., and N. Yoshihara (1999) "A Social Decision Procedure for Choosing Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper 99-1, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- Harsanyi, J. C. (1955) "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of Welfare," *Journal of Political Economy*, Vol. 63, pp. 309-321.
- Hayek, F. A. (1960) *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul. (気賀健三・古賀勝次郎訳, 『自由の条件』, 春秋社, 1986/87)
- (1976) *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, *The Mirage of Social Justice*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Itoh, M., Kiyono, K., Okuno-Fujiwara, M., and K. Suzumura (1991) *The Economic Theory of Industrial Policy*, San Diego: Academic Press.
- Keynes, J. M. (1972) "The End of Laissez-Faire," in *The Collected Writings of J. M. Keynes*, ed. by the Royal Economic Society, Vol. IX, *Essays in Persuasion*, London: Macmillan.
- Komiya, R., Okuno, M., and K. Suzumura, eds. (1988) *Industrial Policy of Japan*, San Diego: Academic Press.
- Lindbeck, A. (1988) "Individual Freedom and Welfare State Policy," *European Economic Review*, Vol. 32, pp. 295-318.
- Mill, J. S. (1859) *On Liberty*, London: Parker. Reprinted in *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XVIII, J. M. Robson, ed., Toronto: University of Toronto Press, 1977.
- Nozick, R. (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Pattanaik, P. K. and K. Suzumura (1994) "Rights, Welfarism and Social Choice," *American Economic Review: Papers and Proceedings*, Vol. 84, pp. 435-439.
- (1996) "Individual Rights and Social Evaluation: A Conceptual Framework," *Oxford Economic Papers*, Vol. 48, pp. 194-212.
- Pigou, A. C. (1950) *The Economics of Welfare*, Fourth Edition, London: Macmillan Press. (気賀健三他訳, 『厚生経済学』, 東洋経済新報社, 1953-55)
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979)
- Rousseau, J.-J. (1964) *Discourse on the Origin and Foundation of Inequality among Mankind* (English translation by L. G. Crocker), New York: Washington Square Press.
- Sandmo, A. (1990) "Buchanan on Political Economy: A Review Article," *Journal of Economic Literature*, Vol. 28, pp. 50-65.
- (1991) "Economists and the Welfare State," *European Economic Review*, Vol. 35, pp. 213-239.
- Sen, A. K. (1980) "Equality of What?" in McMurrin, S., ed., *The Tanner Lecture on Human Values*, Vol. 1., Salt Lake City: University of Utah Press. Reprinted in Sen (1982), pp. 353-369.
- (1981) *Poverty and Famine: An Essay on Entitlement and Deprivation*, Oxford: Clarendon Press.
- (1982) *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford: Basil Blackwell. (大庭健・川本隆史抄訳, 『合理的な愚か者』, 勁草書房)
- (1985) "Well-being, Agency and Freedom: The Dewey Lectures 1984," *Journal of Philosophy*, Vol. 82, pp. 169-221.
- (1985a) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳, 『福祉の経済学——財と潜在能力』, 岩波書店, 1988)
- (1993) "Capability and Well-Being," in Nussbaum, M. C. and A. K. Sen, eds., *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press, pp. 30-53.
- (1995) "Rationality and Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 85, pp. 1-24.
- (1997) *On Economic Inequality*, Expanded ed., Oxford: Clarendon Press.
- (1999) "The Possibility of Social Choice," Nobel Lecture delivered on December 8, 1998, Stockholm.
- Suzumura, K. (1983) *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*, New York: Cambridge University Press.
- (1995) *Competition, Commitment, and Welfare*, Oxford: Clarendon Press.
- (1996) "Welfare, Rights, and Social Choice Procedures: A Perspective," *Analyse &*

Kritik, Vol. 18, pp. 20-37.

—— (1996 a) “On the Social Responsibility of Corporation under Competition,” in F. Neil Brady, ed., *Ethical Universals in International Business*, Berlin: Springer-Verlag, pp. 40-57.

—— (1997) “Industrial Policy in Developing Market Economies,” in Malinvaud, E., Milleron, J. -C., Nabli, M. K., Sen, A. K., Sengupta, A., Stern, N., Stiglitz, J. E., and K. Suzumura, *Development Strategy and Management of the*

Market Economy, Oxford: Clarendon Press, pp. 175-221.

—— (1997a) “Japan’s Industrial Policy and Accession to the GATT: A Teacher by Positive or Negative Examples?” *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol. 38, pp. 101-123.

—— (1999) “Consequences, Opportunities, and Procedures,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 16, 1999, pp. 17-40.

【コメント 1】

この二つの論文（サンドモ教授と鈴木教授の論文）は、何故、我々は厚生経済学に基づいて福祉国家プログラムを持たなければならないかということを経理的に明らかにした論文です。まずサンドモ教授の論文ですが、私がこの論文を読んで一番面白いと思ったのは、分配ないしは再分配を評価する時に二つの視点があると言われた点です。一つは個人内再配分ないしは所得平準化というような再配分効果、もう一つは個人間再配分効果、この二つを分けて再配分効果を考慮する必要があるということを明確にされたのがサンドモ教授の論文の一つの重要な貢献だと思います。政府が強制的に公的年金制度というのをつくり、若い時に強制的に貯蓄させ、そして貯蓄させた所得をもとに引退後に消費できるように所得保障をやるというのが、個人内再配分ないしは所得平準化です。このような公的年金制度はどこでもやられていますので、その様な制度を正当化する根拠というのは一体何であるかについてサンドモ教授は二つ程指摘されました。一つは民間保険市場の不完全性であり、他の一つは人々の非合理的、近視眼的な性向の存在です。それらが引き起こす問題（市場の失敗）を避けるために、政府が積極的に公的年金として貯蓄を強制的にさせるということが個人内再配分ないしは所得平準化の存在意義ということになります。

京都大学経済研究所教授 橋木俊詔

では、この二つの前提が成立しないとしたらどうなるかということをもっと私は考えてみたいと思います。市場の失敗が全然ない世界、あるいはすべての人たちが近視眼的ではなくて完全に合理的である、つまり自分の将来のことを考えて将来に備えて若い時に自分で貯蓄をする人ばかりの世界があると考えましょう。その場合には、公的年金保険制度というのは不必要になるのでしょうか。また、民間保険市場は完全ではないというのは当然なわけですが、政府が進んで民間保険市場の不完全性を除くことを行うとしたら、この政策を福祉国家政策と呼んでいいのでしょうか。つまり、世の中から市場の失敗をなくし、全ての人々が合理的行動をとるようにすることもまた政府の政策として考えていいかどうかという話です。もし、そのような政策を政府が成功するのであればもう公的年金は必要なくなるかもしれません。しかしながら、その様に二つの状態を達成するためにはものすごいコストがかかり、政策の遂行にもモニタリングにもコストがかかるとなったら、政府はそれをあきらめて公的年金を意図的にやるというようなことがでてまいります。一体どちらの理由で国は公的年金制度を用意しているのでしょうか。

第二番目の質問は、いま我々先進諸国をみた場合、例えばアメリカにおいては、公的部門に年金を任せると非常に非効率性が高い、民間に運営を